

建築設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名

- (1) (仮称) 中央こども園改修工事基本設計業務委託
- (2) (仮称) 中央こども園改修工事実施設計業務委託

2. 施設概要

- (1) 施設名称 (仮称) 中央こども園
- (2) 敷地の場所 横須賀市小川町 20 番
- (3) 施設の用途 幼保連携型認定こども園
一時預かり事業
地域子育て支援拠点事業
ファミリー・サポート・センター事業
病児・病後児保育事業
研修室

3. 業務の目的

本業務は、横須賀市子育て・教育環境整備基本構想に基づき、横須賀市職員厚生会館（事務所建築物）を（仮称）中央こども園に改修するための設計を行うものである。

4. 設計と条件

設計と条件については、別紙「(仮称) 中央こども園施設整備概要」による。

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は「建築設計業務委託共通仕様書（横須賀市都市部）」による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印のついたものについては、■印のついたものを適用する。

2. 現場代理人等の資格要件

現場代理人等の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法による1級建築士
- 建築士法による建築設備士
- 社) 日本建築積算協会が付与する建築積算資格者

3. 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 現場代理人等の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、同種又は類似の実績、手持業務の状況
- (2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、同種又は類似の実績、手持業務の状況
- (3) 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、年齢、保有資格、実務経験、同種又は類似業務の実績
- (4) 協力事務所の名称、代表者、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）
- (5) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験・業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外の分担業務がある場合）

4. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a) 基本設計
 - 建築（意匠）基本設計
 - 建築（構造）基本設計
 - 電気設備基本設計
 - 機械設備基本設計
 - 外構整備基本設計（園庭を除く。）
- b) 実施設計
 - 建築（意匠）実施設計
 - 建築（構造）実施設計
 - 電気設備実施設計
 - 機械設備実施設計
 - 外構整備実施設計（園庭を除く。）
- c) 計画通知に必要な図面作成

(2) 追加業務の内容と範囲

- a) 基本設計
 - 既存施設の現況詳細調査
 - 工事概算金額算出
 - 構造の安全性の検証

- b) 実施設計
 - 工事概算金額算出
 - 建築積算業務（積算内訳書・積算数量算出書・単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
 - 電気設備積算業務（積算内訳書・積算数量算出書・単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
 - 機械設備積算業務（積算内訳書・積算数量算出書・単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c) 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
内訳書及び金額入り内訳書は監督員の指示による。
なお、効率的な業務遂行を図るため、積算業務担当技術者は現場代理人との重複を避けること。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a) 業務着手時
- b) 監督員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c) その他

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとし最新のものを使用すること。

a) 共通

- 官庁施設の基本的性能基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 官庁施設の総合耐震計画基準 //
- 公共建築工事積算基準 //

b) 建築

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） //
- 建築設計基準 //
- 建築構造設計基準 //

c) 建築積算

■ 公共建築数量積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

■ 公共建築工事内訳書標準書式 //

d) 設備

■ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

■ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） //

■ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） //

■ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） //

e) 設備積算

■ 公共建築設備数量積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

■ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） //

(4) 成果物の提出場所 横須賀市こども育成部保育課

(5) 成果物の取扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(6) 貸与品等

・既存設計図 意匠図、構造図

・電子データ（参考） 配置図

(7) 作成図面概要

a) 基本設計（意匠）

表紙・図面リスト、案内図・配置図、工事概要

各階平面図（改修前・改修後）、立面図（改修前・改修後）、断面図（改修前・改修後）

外構図（改修前・改修後）

b) 実施設計（意匠）

表紙・図面リスト、改修特記仕様書、案内図・配置図・工事概要、改修仕上表・工事区分

既存各階平面図、改修計画各階平面図、断面図、矩計図、平面詳細図（改修前・改修後）

立面図（改修前・改修後）、展開図（改修前・改修後）、天井伏図（改修前・改修後）

部分詳細図、建具表、外構平面図・詳細図（改修前・改修後）、仮設計画図（参考図）

構造特記仕様書、構造平面・断面詳細図

c) 実施設計（電気設備）

表紙・図面リスト、案内図・配置図・工事区分、電気設備改修特記仕様書

受変電設備図、自家発電設備図、幹線・動力設備図（改修前・改修後）

電灯・コンセント設備（改修前・改修後）、避雷設備図

電話・テレビ・呼出設備図（改修前・改修後）、拡声・電気時計設備図（改修前・改修後）

火災報知設備図（改修前・改修後）、非常照明・誘導灯設備図（改修前・改修後）

昇降機設備図、情報配線用予備配管設備、機械警備用予備配管設備、各種系統図

機器姿図

d) 実施設計（機械設備）

表紙・図面リスト、案内図・配置図、工事区分、機械設備改修特記仕様書

空気調和設備機器表（改修前・改修後）、空気調和設備系統図（改修前・改修後）

空気調和設備図（改修前・改修後）、給排水衛生設備機器・器具表（改修前・改修後）

給排水衛生設備系統図（改修前・改修後）、給排水衛生設備図（改修前・改修後）

e) 計画通知に必要な図面

6. 成果物、提出部数等

本設計業務成果物提出物は■とする。

(1) 基本設計

成果物	提出	原図	白焼	製本形態	摘要 (A1版以外は特記)
A、建築（意匠） ・基本設計書	■	2部		ファイリング	A2
B、建築（構造） ・基本設計書 ・構造検討書	■	1部		ファイリング	A4
C、電気設備 ・仕様書	■	1部		ファイリング	A4
D、機械設備 ・仕様書	■	1部		ファイリング	A4
E、外構整備 ・基本設計書	■	2部		ファイリング	A2
F、その他 ・建築工事概算金額積算書 ・機械設備工事概算金額積算書 ・電気設備工事概算金額積算書	■ ■ ■	1部 1部 1部		ファイリング ファイリング ファイリング	A4 A4 A4

(注)・成果物は、ファイリングはA4サイズ1冊にまとめること。

・原図において2部とされている設計書のうち、1部はファイリングせずに提出すること。

(2) 実施設計

成果物	提出	原図	白焼	製本形態	摘要 (A1版以外 は特記)
A、建築（意匠） ・ 建築（意匠）設計図 ・ 計画通知に必要な図面	■ ■	2部 1部	1部 2部	黒表紙金文字製本 縮小版製本	A2 A3 A2
B、建築（構造） ・ 建築（構造）設計図 ・ 構造検討書	■ ■	2部 1部	1部 2部	黒表紙金文字製本 縮小版製本 ファイリング	A2 A3 A4
C、電気設備 ・ 電気設備設計図 ・ 電気設備設計計算書	■ ■	2部 1部	1部 2部	黒表紙金文字製本 縮小版製本 ファイリング	A2 A3 A4
D、機械設備工事 ・ 機械設備設計図 ・ 機械設備設計計算書	■ ■	2部 1部	1部 2部	黒表紙金文字製本 縮小版製本 ファイリング	A2 A3 A4
E、外構整備 ・ 外構整備設計図	■	2部	1部 2部	黒表紙金文字製本 縮小版製本	A2 A3
F、その他 建築 ・ 工事積算数量算出書・調書 ・ 工事費積算書 電気設備 ・ 工事積算数量算出書・調書 ・ 工事費積算書 機械設備 ・ 工事積算数量算出書・調書 ・ 工事費積算書	■ ■ ■ ■ ■ ■	1部 1部 1部 1部 1部 1部		ファイリング ファイリング ファイリング ファイリング ファイリング ファイリング	A4 A4 A4 A4 A4 A4

(注)・黒表紙製本は原則として、物件毎に製本すること。

- ・ 建築（意匠）、建築（構造）、建築（外構）はまとめて製本できる。
- ・ 各設計図・計算書・積算関係書等については、収録した CD-R 等によりデータを提出すること。データ形式については監督員の指示による。
- ・ 原図において 2 部とされている設計図については、1 部は社名等を記載していないものを提出すること。